

# 上 牧 町 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 概要版 平成30（2018）年 3月

## 1. 計画策定の背景と目的

上牧町（以下「本町」という。）では「一般廃棄物処理基本計画書（見直し）平成26（2014）年10月」に則り、老朽化した焼却施設の稼働停止、それに伴う焼却処理の民間委託、中継施設の建設・稼働（平成28（2016）年11月開始）を進めてきましたが、今後の安定・継続したごみの適正処理の観点から、現在、ごみ処理行政の大きな転換点を迎えています。

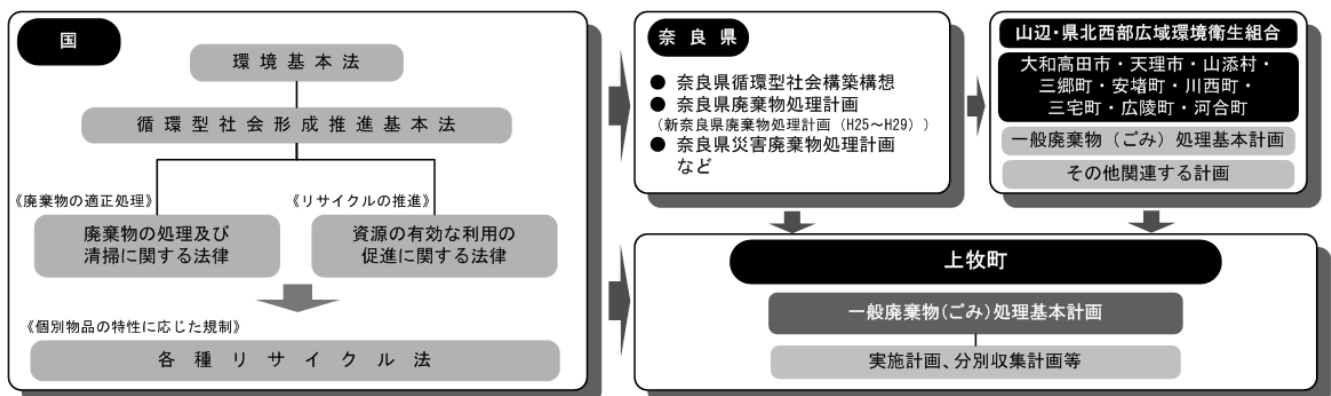
一方、周辺市町村でも既存施設の老朽化が進んでおり、さらにごみ量の減少傾向などの課題が顕在化したことを受けて、既存施設の維持管理費等を考慮した結果、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用（発電・余熱利用等）などを図り、安定的なごみ処理の継続確保することを目的に10市町村による広域組合を設立し、新しいごみ処理施設の稼働に合わせて、広域処理を行う方針とし、平成28（2016）年4月に上牧町及び大和高田市・天理市・山添村・三郷町・安堵町・川西町・三宅町・広陵町・河合町の10市町村（以下「構成市町村」という。）を構成市町村として、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「広域組合」という。）が設立しました。

広域組合では、新しい焼却施設及び粗大・リサイクル施設（以下、各施設を「新焼却施設」、「新粗大・リサイクル施設」といい、併せて、「新ごみ処理施設」という。）の整備を予定しています。新ごみ処理施設は平成35（2023）年度中の供用開始を目標としており、施設の稼働に合わせて、構成市町村での広域処理を開始する予定としています。

今回の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）では、本町のごみ処理の現状を把握した上で、広域化に向けた分別品目の統一や処理体制等について検討・整理するとともに、広域組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「組合ごみ処理基本計画」という。）及び国の方針を踏まえて、本町の新たなごみ処理のあり方と、目標及び施策を検討することを目的としています。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25（2013）年5月）」や各種リサイクル法、県の循環型社会構築構想や廃棄物処理計画、災害廃棄物処理計画に基づき策定するもので、本町におけるごみ処理に関する最上位計画と位置付けられます。なお、広域組合の「組合ごみ処理基本計画」との整合性を図かります。



### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 30(2018)年度を初年度、平成 44(2032)年度を最終年度とした、15 年間の計画とし、中間目標年度は計画初年度から 7 年後の平成 36(2024)年度とします。

なお、本計画は、概ね 5 年ごとに見直すことを基本とし必要に応じて見直しを行うものとします。

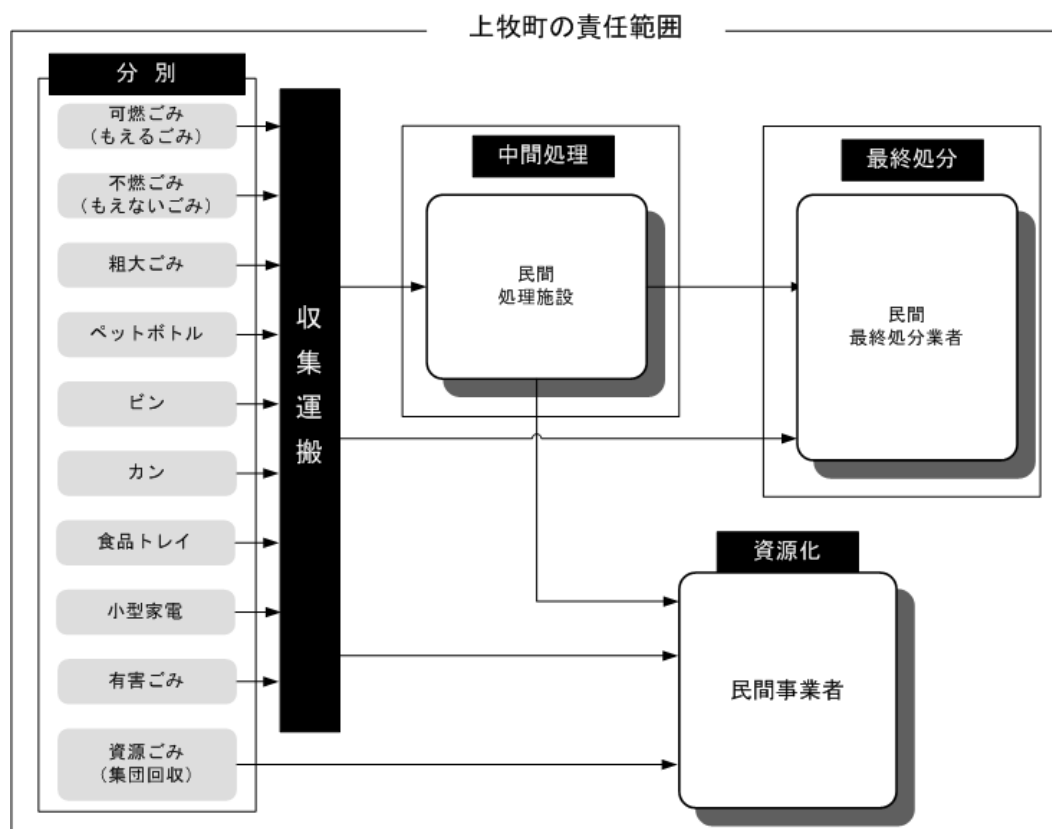
| 年度      | 30                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 31   | 32   | 33   | 34   | 35   | 36       | 37   | 38   | 39   | 40   | 41   | 42   | 43   | 44       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|----------|------|------|------|------|------|------|------|----------|
|         | 2018                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024     | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032     |
| 内容・計画期間 | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 100%; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <span style="position: absolute; left: 0; top: -10px;">←</span> <span style="position: absolute; right: 0; top: -10px;">→</span> </div> <div style="margin: 0 10px;">計画期間</div> </div> |      |      |      |      |      |          |      |      |      |      |      |      |      |          |
|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |      |      |      |      |      | ▲ 中間目標年度 |      |      |      |      |      |      |      | ▲ 計画目標年度 |

### 4. 計画策定の範囲

本計画は一般廃棄物を対象とした計画です。一般廃棄物とは廃棄物処理法によると、第 2 条第 2 項の規定に「一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されています。また、計画策定の目的でも述べたように、廃棄物処理法では、「市町村はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」と規定されています。

本町は、本地域で発生する一般廃棄物について減量化・資源化、収集運搬、中間処理、最終処分

分の適正な処理・処分の役割を担っていきます。  
 本計画では循環型社会構築推進のため、減量計画、収集運搬から最終処分に至る過程において計画を策定しますが、将来においてごみの広域処理が計画されていることから、広域組合及び構成市町村との連携・調整を図り、広域組合の「組合ごみ処理基本計画」との整合性を図っていきます。



※「有害ごみ」は平成 30(2018)年 4 月から実施。

図 一般廃棄物処理における責任範囲

## 5. 本町の現状及び課題

### (1) ごみ処理の現状

#### ■ごみの分別区分とごみ処理フロー

家庭から排出される一般廃棄物を「家庭系ごみ」と呼び、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。

本町では家庭系ごみと事業系ごみを合わせたごみに集団回収（町内会や子供会等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」としています。

家庭系ごみはもえるごみ、もえないごみ、粗大ごみと指定資源ごみ収集ステーションでペットボトル、カン類、ビン類、食品トレイを分別して収集しています。また、平成 27（2015）年 8 月から町内 9 箇所に回収ボックスで「使用済み小型家電」の回収が始まりました。

事業系ごみについては許可業者収集、自己搬入ごみとして処理します。

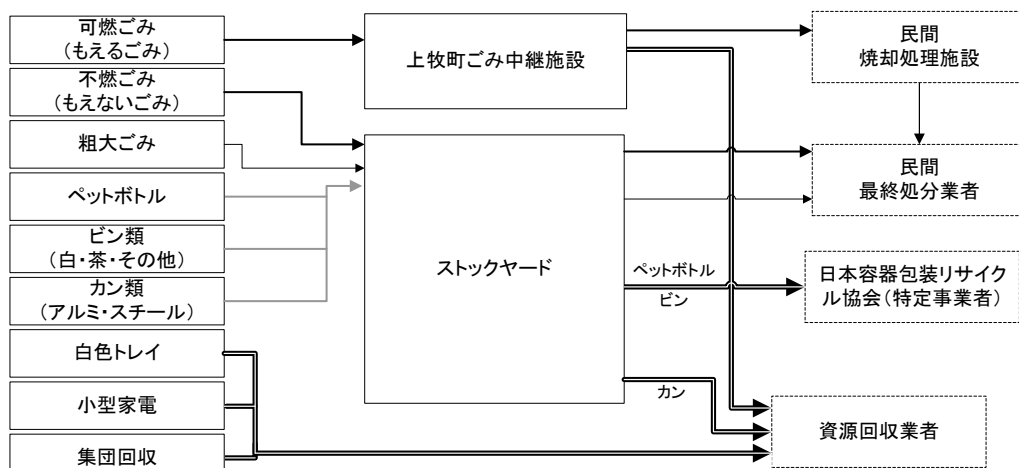


図 ごみ処理フロー

#### ■ごみ排出量・資源化率の実績

家庭系ごみは減少傾向にあります。一方、事業系ごみは平成 26（2014）年度に増加し、その後横ばいで推移しています。また、ごみ総排出量原単位についても、平成 26（2014）年度以降減少し、平成 28（2016）年度は 881 g / 人日となっています。

また、本町の過去 5 年間の資源化率は年々減少傾向にあります。収集量ベースで平成 28（2016）年度の実績は 14.3%となっており、5 年間で 2 ポイント以上減少しています。

注：資源化率とはごみ総排出量に対する家庭系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた資源化量の割合のことです。

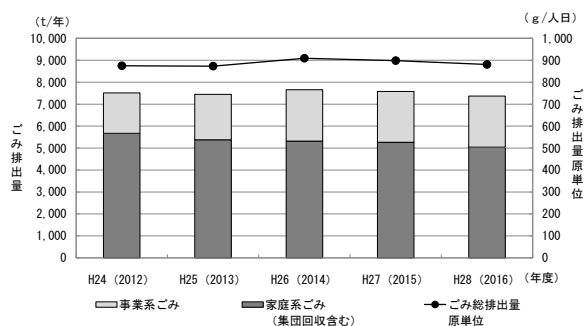


図 ごみ排出量の推移

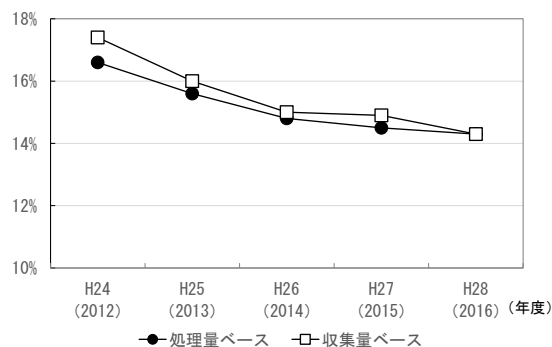


図 資源化率の推移

## (2) ごみ処理の課題

### ■排出抑制

- ・一般廃棄物処理システム評価より、平成 27 (2015) 年度のごみ総排出量原単位は 875 g / 人日と類似都市の平均値 (942 g / 人日) より小さくなっており、過去の推移をみても減少傾向となっています。
- ・家庭系ごみについては、排出量原単位と排出量ともに減少傾向にありますが、事業系ごみについては増加傾向にあります。
- ・ごみ組成分析調査の結果をみると、家庭系の可燃ごみを占めている生ごみの比率 (湿ベース重量百分率) は約 36.1% となっていることから、生ごみの減量のごみ総排出量原単位の削減に効果的であると考えられます。
- ・プラスチック製の商品や容器包装類が不燃ごみに含まれていることから、不燃ごみのプラスチック類が占める割合が高くなっています。今後は広域化に伴う分別区分の変更により、容器包装プラスチックの分別品目が追加され、その他のプラスチック製品は可燃ごみに分別されることから、今後はプラスチック類の削減に努めるとともに、分別を促進していく必要があります。

### ■資源化

- ・上牧町の資源化率は、類似都市と比較して低い状況にあり、過去の推移をみても、減少傾向にあります。
- ・平成 27 (2015) 年度より小型家電製品の拠点回収を開始し、年々増加傾向にありますが、その他の資源物については、減少傾向にあります。
- ・総排出量が減少傾向にあるため、資源化率を維持または向上させるためには、資源化物の分別を徹底する必要があります。

### ■収集・運搬

- ・資源化物については、拠点回収を行っていますが、資源物の回収率の向上を目指すためにも、収集形態について、検討する余地があります。
- ・新ごみ処理施設への運搬にあたっては中継施設を整備し、大型車に積み替えを行う予定としているため、運搬体制等の調整を行う必要があります。
- ・ごみ処理の広域化に伴い、分別区分等が変更となることから、より効率的な収集・運搬と住民サービスの向上を目指し、収集方法等を見直すとともに、住民及び事業者に対して、情報提供及び分別指導等を行っていく必要があります。

### ■中間処理

- ・ごみ焼却施設は平成 28 (2016) 年 11 月に稼働を停止したため、ごみ処理については、現在すべて民間事業者に委託しています。新ごみ処理施設が稼働するまでの間、民間処理委託費をできる限り削減するためにも、より一層の減量化と分別の徹底に努めていく必要があります。

### ■最終処分

- ・平成 27 (2015) 年度における最終処分率は、類似都市に比べやや高い状況にあります。
- ・ごみ処理を民間委託した場合においても、既存のごみ焼却施設で処理していた際とほぼ同量の灰等が発生するものと想定されることから、処分費の削減の観点からも、焼却対象ごみを減らし、最終処分量の削減に取り組む必要があります。

## 6. ごみ処理基本計画

### (1) 現状のまま推移した場合のごみ総排出量推計

現状のまま推移した場合、計画目標年度の平成 44 (2032) 年度には、ごみ総排出量原単位は 840 g/人日、ごみ総排出量は 6,803 t/年に減少すると推計しました。

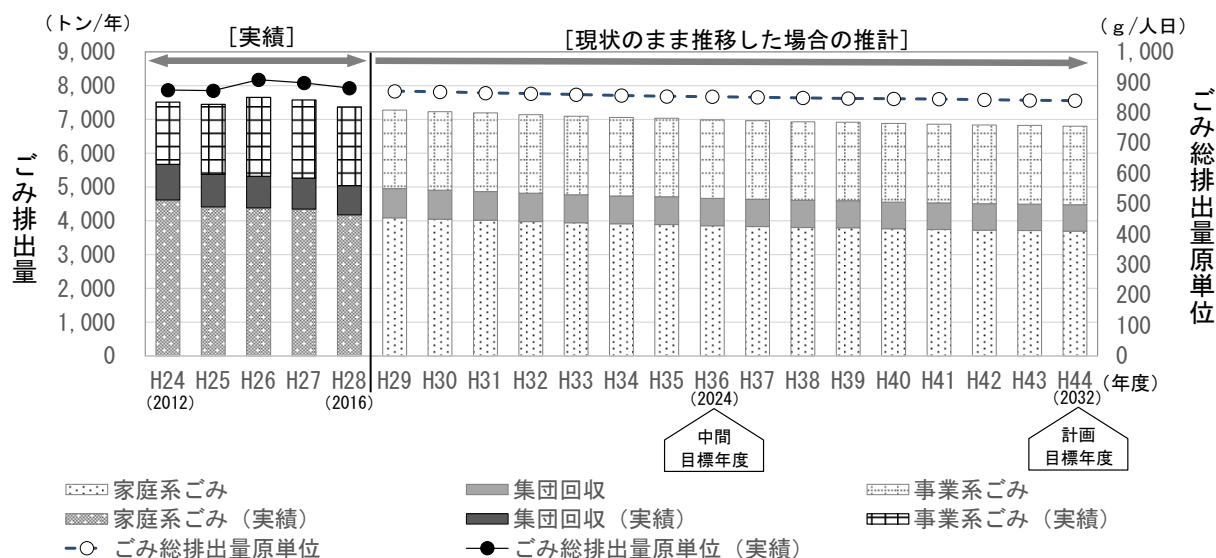


図 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計

### (2) ごみ処理の基本理念と目標

#### 基本理念 ごみの排出抑制と資源循環による、快適な暮らしを目指す

##### ■ごみ処理の基本方針

#### 基本方針 1 排出抑制を最優先にした、ごみの減量・資源化の促進

排出抑制の意義と 3 R の優先順位の周知を図り、普及啓発等を通じ、住民、事業者、行政でパートナーシップを構築し、一体となってごみの減量化・資源化の強化を図ります。

#### 基本方針 2 ごみ処理サービスの向上

ごみ処理の広域化に伴うごみ分別区分の変更など、ごみ処理についての情報提供を十分に行い、住民の理解を得るとともに、住民の目線に立った、ごみ処理サービスの提供に努めます。

#### 基本方針 3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進

当面、ごみのすべてを民間委託により処理・処分をしていますが、広域組合が整備する新ごみ処理施設が稼働後は、広域で処理・処分を実施することになります。今後も一層のごみ減量化・資源化のために、計画的な処理・処分を推進します。

#### 基本方針 4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

大規模災害発生時においても安心、安全に廃棄物の処理を実施できる体制の整備や、強靱なご



み処理システムを構築するとともに、安定した最終処分先の継続的確保に努めていきます。

## ■数値目標

| 数値目標項目            | 現状                        | 目標値                         |                             |
|-------------------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                   | 基準年度<br>(平成 28 (2016) 年度) | 中間目標年度<br>(平成 36 (2024) 年度) | 計画目標年度<br>(平成 44 (2032) 年度) |
| ①ごみ総排出量原単位        | 881 g                     | 823 g                       | 795 g                       |
| 平成 28 (2016) 年度比  | ---                       | -58g                        | -86g                        |
| ②ごみ総排出量           | 7,370 t                   | 6,746 t                     | 6,423 t                     |
| 平成 28 (2016) 年度比  | ---                       | -8%以上                       | -12%以上                      |
| ③資源化率<br>(収集量ベース) | 14.3 %                    | 17.2 %                      | 17.3 %                      |
| 平成 28 (2016) 年度比  | ---                       | 2.5 ポイント以上                  | 3.0 ポイント以上                  |
| ④最終処分量            | 1,369 t                   | 479 t                       | 455 t                       |
| 平成 28 (2016) 年度比  | ---                       | -64%以上                      | -66%以上                      |

### (3) 数値目標を達成した場合のごみ総排出量推計

数値目標を達成した場合、計画目標年度の平成 44 (2032) 年度には、ごみ総排出量原単位は 795 g/人日、ごみ総排出量は 6,423 t/年に減少すると推計しました。

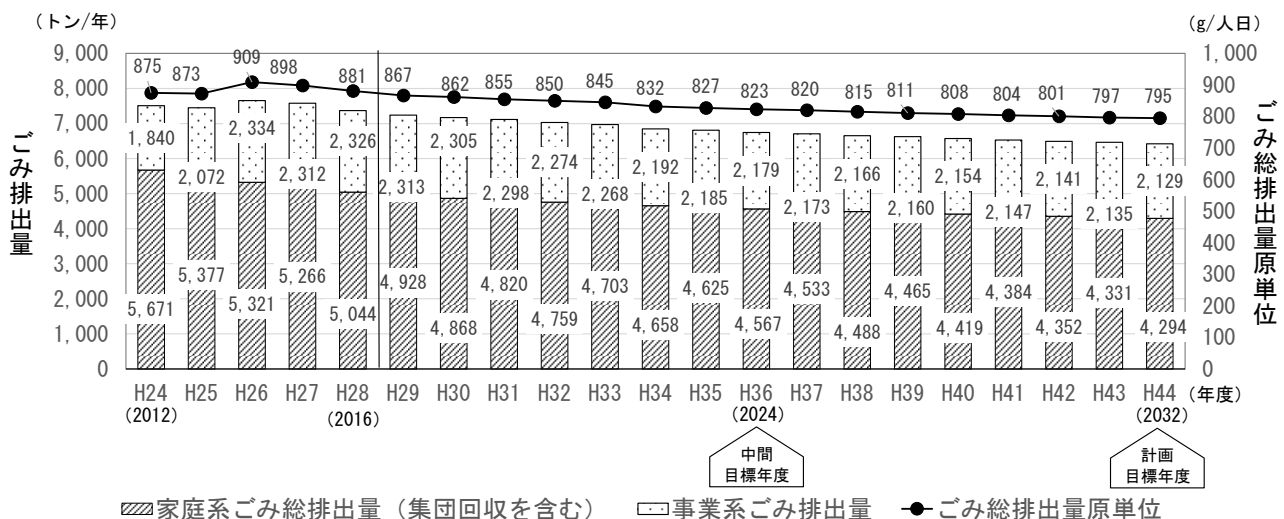


図 数値目標を達成した場合のごみ排出量の推計

### (4) 将来のごみ処理の対象ごみ及び品目

平成 35 (2023) 年度中からの広域化を踏まえ、本計画の計画目標年度である平成 44 (2032) 年度時点における、将来の本町の処理対象ごみ及び品目は、家庭系ごみ及び事業系ごみを対象に、収集及び自己搬入する 10 品目を組合で広域

| 処理対象ごみ | 家庭系ごみ  |              | 事業系ごみ     |             |
|--------|--------|--------------|-----------|-------------|
| 処理対象品目 | 可燃ごみ   | 不燃ごみ         | 粗大ごみ      | プラスチック製容器包装 |
|        | ペットボトル | ビン           | アルミ缶      | スチール缶       |
|        | 有害ごみ   | 小型家電         | 広域処理の対象品目 |             |
|        | 新聞紙    | ダンボール        | 雑誌        | 雑紙          |
|        | 古着     | 牛乳・ジュース等紙パック |           |             |

図 将来のごみ処理対象

処理するものとします。

(5) 将来のごみ処理フロー

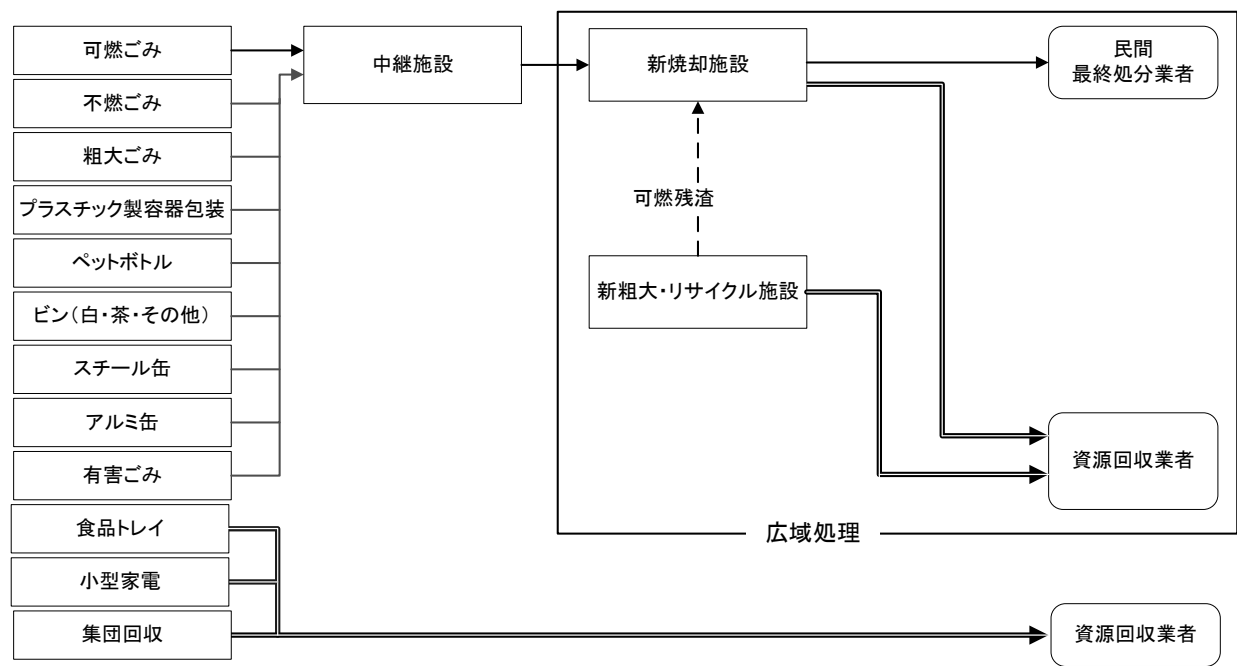


図 将来のごみ処理フロー

7. 目標達成に向けた基本施策

基本理念の実現に向け、基本方針に基づき、具体的な基本施策を講じていきます。

| 基本理念                       | 基本方針                      | 基本施策                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ごみの排出抑制と資源循環による、快適な暮らしを目指す | 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進   | <ul style="list-style-type: none"><li>・「ごみゼロ生活」の推進</li><li>・事業系の自主的な取組の促進</li><li>・各種リユースの促進</li><li>・廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討</li><li>・廃棄物の再生利用の促進</li></ul>                                 |
|                            | ごみ処理サービスの向上               | <ul style="list-style-type: none"><li>・新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築</li><li>・住民サービスの向上</li><li>・事業系ごみの適正排出体制の構築</li></ul>                                                                     |
|                            | ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・民間委託による適正な処理・処分の推進</li><li>・循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備</li><li>・最終処分量の削減</li><li>・広域最終処分場の安定的な確保</li></ul>                                                |
|                            | 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ処理責任の明確化</li><li>・ごみに関する情報提供の充実</li><li>・ごみに関する啓発活動の充実</li><li>・適正処理困難物への対応強化</li><li>・在宅医療廃棄物の適正処理</li><li>・不法投棄防止の推進</li><li>・計画の進行管理</li></ul> |

## （１）排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進

廃棄物対策はまず、不用となるもの（廃棄物・ごみ）を排出させない・減らすことが重要です。家庭や事業所で廃棄物を発生させない生活スタイルや事業活動に転換するために、ごみ減量意識を高めるとともに、住民、事業者の自主的な行動につながるような施策を展開します。

### 具体的施策

#### ・「ごみゼロ生活」の推進

- ①ごみとなるものを家庭に持ち込まない
- ②調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす

#### ・事業系の自主的な取組の促進

- ①多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める
- ②中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る

排出抑制した後に出てくる廃棄物は、循環利用を促進する必要があります。

循環型社会を形成していくためには、消費→廃棄→処理→処分までの各段階において、廃棄物のリユースとリサイクルの優先順位を考慮することが大切です。

不用物のリユース、廃棄物の資源化物回収によるリサイクル等をさらに進め、循環利用の促進を図ります。

### 具体的施策

#### ・各種リユースの促進

- ①不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる
- ②リユース食器の利用を促進する

#### ・廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討

- ①生ごみ等のリサイクルを促進（生ごみ堆肥化、廃食用油の再生利用等）する
- ②廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する

#### ・廃棄物の再生利用の促進

- ①資源ごみの分別を徹底する
- ②広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する

## （２）ごみ処理サービスの向上

広域組合で、平成 35（2023）年度中の稼働を目指している新ごみ処理施設での処理を踏まえて、新たな分別区分の効率的で安定した新収集・運搬体制を構築します。

新ごみ処理施設の稼働に伴う、分別区分の変更や排出方法の変更等、住民への情報提供や分別指導、周知の徹底を行うことで、分別排出マナーの向上を図ります。

また、今後さらに進む高齢化社会等を踏まえ、ごみ出しが困難な住民へのごみ出しを行う等、住民サービスの向上に努めます。



- ・新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築
  - ①新収集・運搬体制を構築する
- ・住民サービスの向上
  - ①高齢化社会を踏まえ、住民サービスを向上する
- ・事業系ごみの適正排出体制の構築
  - ①事業系ごみの分別排出を徹底する
  - ②事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う
  - ③環境負荷の少ない収集車両を導入する

### (3) ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進

すべてのごみを民間処理に委ねていることから、一層、適正な処理・処分に努めます。  
新ごみ処理施設の整備・運営にあたっては、再資源化や熱回収による発電等、循環型社会推進に資する事業実施に努めます。

- ・民間委託による適正な処理・処分の推進
  - ①民間委託による適正な処理・処分に努める
  - ②民間施設の負荷を減らす
- ・循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備
  - ①ごみ処理広域化を推進する
  - ②循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する

#### ■最終処分場の安定的な確保

焼却残渣等は、今後も大阪湾フェニックス等に搬入し処分していくことになります。  
最終処分場の延命化を行っていくために、ごみの減量化による焼却処理量の削減と広域処理による焼却残渣等の削減を図ります。  
また、最終処分が必要なものについては、今後も最終処分場の安定確保に努めます。

- ・最終処分量の削減
  - ①ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する
  - ②中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する
- ・広域最終処分場の安定的な確保
  - ①広域最終処分場を安定的に確保する
  - ②最終処分場の確保を検討する

### (4) 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築

ごみに関する意識の向上を図るため、ごみ処理施設、ごみ処理費用、ごみを減らす方法等の情報をきちんと住民に発信し、循環型社会構築の意識の醸成に努めます。

- ・ごみ処理の責務の明確化
  - ①住民の責務
  - ②事業者の責務
  - ③町の責務
- ・ごみに関する情報提供の充実
- ・ごみに関する啓発活動の充実
  - ①環境教育・学習の充実
  - ②社会教育プログラムの充実

家庭系一般廃棄物に含まれる「適正処理困難物」や「有害・危険ごみ」等住民が排出に困っているごみは、不法投棄や収集・運搬作業の事故の要因となる恐れがあります。これらのごみへの対応を住民に広く周知します。

- ・適正処理困難物への対応強化
- ・在宅医療廃棄物の適正処理
- ・不法投棄防止の推進
- ・計画の進行管理

## (5) 施策実施スケジュール

|                              | 前期<br>平成30(2018)～36(2024)年度 | 後期<br>平成37(2025)～44(2032)年度 |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 1. 1 排出抑制を最優先にした、ごみ減量・資源化の促進 |                             |                             |
| 1) 「ごみゼロ生活」の推進               |                             |                             |
| ① ごみとなるものを家庭に持ち込まない          |                             |                             |
| ② 調理くず、食べ残し等の食品ロスを減らす        |                             |                             |
| 2) 事業系の自主的な取組の促進             |                             |                             |
| ① 多量排出事業者に対する減量化計画策定・実施を進める  |                             |                             |
| ② 中小事業所へのごみ減量意識の向上を図る        |                             |                             |
| 3) 各種リユースの促進                 |                             |                             |
| ① 不用品交換やフリーマーケット等のリユースの場をつくる |                             |                             |
| ② リユース食器の利用を促進する             |                             |                             |
| 4) 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進及び検討     |                             |                             |
| ① 生ごみ等のリサイクルを促進する            |                             |                             |
| ② 廃棄物系バイオマスの有効利用を検討する        |                             |                             |
| 5) 廃棄物の再生利用の促進               |                             |                             |
| ① 資源ごみの分別を徹底する               |                             |                             |
| ② 広域処理開始に向け新たな分別区分を徹底する      |                             |                             |
| 2. ごみ処理サービスの向上               |                             |                             |
| 1) 新ごみ処理施設整備を踏まえた新収集・運搬体制の構築 |                             |                             |
| ① 新収集・運搬体制を構築する              |                             |                             |
| 2) 住民サービスの充実                 |                             |                             |
| ① 高齢化社会を踏まえ、「ふれあい収集」を推進する    |                             |                             |
| 3) 事業系ごみの適正排出体制の構築           |                             |                             |
| ① 事業系ごみの分別排出を徹底する            |                             |                             |
| ② 事業系ごみ収集運搬業者の適正指導を行う        |                             |                             |
| ③ 環境負荷の少ない収集車両を導入する          |                             |                             |

|                             |                                 | 前期<br>平成30(2018)～36(2024)年度 | 後期<br>平成37(2025)～44(2032)年度 |
|-----------------------------|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 3 ごみ処理の広域化を踏まえた計画的な処理・処分の推進 |                                 |                             |                             |
|                             | 1) 民間委託による適正な処理・処分の推進           |                             |                             |
|                             | ① 民間委託による適正な処理・処分に努める           |                             |                             |
|                             | ② 民間施設の負荷を減らす                   |                             |                             |
|                             | 2) 循環型社会構築に貢献する施設の計画的整備         |                             |                             |
|                             | ① ごみ処理広域化を推進する                  |                             |                             |
|                             | ② 循環型社会推進を目的とした新ごみ処理施設を整備する     |                             |                             |
|                             | 3) 最終処分量の削減                     |                             |                             |
|                             | ① ごみ減量化の推進により最終処分量を削減する         |                             |                             |
|                             | ② 中間処理残渣の減量・資源化の推進により最終処分量を削減する |                             |                             |
|                             | 4) 広域最終処分場の安定的な確保               |                             |                             |
|                             | ① 広域最終処分場を安定的に確保する              |                             |                             |
|                             | ② 最終処分場の確保を検討する                 |                             |                             |
| 4 安心・安全・安定な廃棄物処理の仕組みの構築     |                                 |                             |                             |
|                             | 1) ごみ処理の責務の明確化                  |                             |                             |
|                             | 2) ごみに関する情報提供の充実                |                             |                             |
|                             | 3) ごみに関する啓発活動の充実                |                             |                             |
|                             | 4) 適正処理困難物への対応強化                |                             |                             |
|                             | 5) 在宅医療廃棄物の適正処理                 |                             |                             |
|                             | 6) 不法投棄防止の推進                    |                             |                             |
|                             | 7) 計画の進行管理                      |                             |                             |

## 8. 災害廃棄物処理基本方針

### (1) 上牧町の被害想定と災害廃棄物量

「奈良県災害廃棄物処理計画（以下「県災害廃棄物処理計画」という。）」で想定されている本町の被害と災害廃棄物量は以下のとおりで、生駒断層帯地震において最大約14万トンの災害廃棄物の発生が想定されています。

| 区分  | 対象地震         | 想定<br>マグニチュード | 建物全壊数(棟) | 災害廃棄物量<br>(t) |
|-----|--------------|---------------|----------|---------------|
| 内陸型 | 奈良盆地東縁断層帯    | 7.5           | 627      | 107,999       |
|     | 中央構造線断層帯     | 8.0           | 865      | 137,641       |
|     | 生駒断層帯        | 7.5           | 865      | 139,770       |
|     | 木津川断層帯       | 7.3           | 63       | 26,108        |
|     | あやめ池撓曲—松尾山断層 | 7.0           | 630      | 108,451       |
|     | 大和川断層帯       | 7.1           | 784      | 129,702       |
|     | 千股断層         | 7.1           | 196      | 48,945        |
|     | 名張断層         | 6.9           | 183      | 47,157        |
| 海溝型 | 東南海・南海地震同時発生 | 8.6           | 3        | 431           |
|     | 東南海地震        | 8.2           | 0        | 0             |
|     | 南海地震         | 8.6           | 3        | 400           |
|     | 東海・東南海地震同時発生 | 8.3           | 0        | 0             |

|  |                 |     |   |     |
|--|-----------------|-----|---|-----|
|  | 東海・東南海・南海地震同時発生 | 8.7 | 3 | 431 |
|--|-----------------|-----|---|-----|

## (2) 災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物と定義されているため、その処理の責任は市町村にあります。今後発生が危惧される大規模地震や水害等により発生した災害廃棄物（避難所ごみを含む）は住民の健康や生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の問題を防止する観点から、その処理を適正かつ迅速に行なわなければなりません。災害廃棄物に起因する混乱を最小限にし、1日も早く住民が日常を取り戻すために、応急対応、復旧、復興について必要な事項を整理する必要があります。

## (3) 各種計画を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定等

平時から災害対応拠点としての視点で施設整備を進め、関係機関・団体との連携体制を構築することや、災害廃棄物処理に係る訓練等を通じて、非常災害時にも対応できる強靱な廃棄物処理体制の整備を図る必要があります。

そのため、関係法令・指針、諸計画等と整合を図りつつ、本町の実情に応じて、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、仮置場の確保、廃棄物（有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む）の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等の災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項を定めます。

## (4) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となります。このため災害時において、当該自治体だけでなく、委託業者、許可業者が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続できるように実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、災害廃棄物処理計画等に反映します。組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、訓練や見直し等継続的な取り組みが必要です。また、他の市町村等との連携等によるさらに広域的な取り組みについても検討が必要です。

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画  
平成30（2018）年3月

上牧町 都市環境部 環境課